

よりそい

2022年12月 冬号
VOL28

新型コロナウイルス感染症が初めて確認されてから丸3年が経過します。この冬は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ感染が心配されています。感染症対策には万全を期し、笑顔で新年（2023年）を迎えましょう。

ひまわり館では、福祉・保健・介護等の専門職員が皆様の生活のお悩みをお聞きして、解決に向けたご支援をします。お気軽にご相談ください。

野木町総合サポートセンター ひまわり館

開館日：月曜日～土曜日 8:30～17:15

休館日：日曜・祝日・年末年始

住所：野木町大字丸林582番地1

TEL：0280-33-6878

FAX：0280-33-6879



★ 年末年始休館のお知らせ ★

12月29日（木）～1月3日（火）まで

12月の きっずサロン～あそVIVA～ は

～ 足形によるお子さんの成長記録（クリスマスバージョン）を作ってみませんか～

お子さんの成長を足形で残しませんか。親子で一緒に足形アートに取り組みましょう。今回はクリスマスバージョンです。町母子保健推進員のご協力もいただき、子育て相談なども受け付けています。お気軽に参加してみてください。

◇日 時：令和4年12月13日（火） 午前10時～午前11時30分

◇対象者：町内在住者

◇場 所：総合サポートセンター「ひまわり館」キッズルーム

◇内 容：足形を使ったアート制作 ※無料です。

◇定 員：5組（10名まで）※事前に予約が必要です。

予約は12月1日（木）～12月10日（土）※日曜日を除く

◇その他：申込みは電話または直接ひまわり館にお願いします。

お子さんのお世話セット（おむつ、タオル等）などをお持ちください。



広がっています

おさがりの輪



子育てサロン「おさがり会」が10月28日（金）に開催されました。多くの方々から子供服や靴・帽子などをお寄せいただきました。ありがとうございます。お寄せいただいた子供服等は、希望者にご利用いただくことになりました。“助かります” “大切に着させたい” など多くの感謝の声をいただきました。



会場のようす



成年後見制度

成年後見制度は、認知症などにより判断能力が不十分になった方を守るための制度です。判断能力が不十分で法律行為を行えない場合に、後見人等が代理で契約や財産の管理などを行い、本人を保護します。



今回は本人の判断能力が十分なうちに後見人を選任する「任意後見制度」を利用する流れについてご説明します。

1 任意後見人の候補者を決める

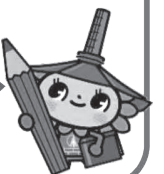
任意後見制度を利用する場合、公証役場で「任意後見契約」を締結します。その際、本人の判断能力が不十分となった際に、後見人となってくれる方と一緒に公証役場に行く必要があります。よって、事前に任せたい方を決めておきましょう。

2 公正証書を作成する

「任意後見契約」を締結して公正証書を作成しますが、作成にあたり以下の書類が必要となります。また、手数料や印紙代等の費用も発生します。

書類	内容
本人（後見人）に関する書類	①戸籍謄本または住民票 ②印鑑証明書 ③身分証明書
任意後見人に関する書類	①住民票 ②印鑑証明書 ③身分証明書
その他	診断書や不動産の登記簿謄本などが必要となる場合があります。

「公正証書」とは、「公に作成された文書」という意味です。遺言書や契約書などは、通常当事者が作成するものですが、トラブルの原因となる場合があります。そこで、公証役場で公証人が代わって遺言書や契約書などを作成したものが「公正証書」です。



3 法務局への登記

「任意後見契約」を締結すると法務局へ登記が行われます。登記自体は3週間くらいで完了し、登記事項証明書に任意後見人であることが記載されます。

任意後見人として各種手続きを行う際は、登記事項証明書が必要になります。

4 家庭裁判所への申立て

「任意後見契約」を締結した後、本人の判断能力が不十分となったとき、管轄する家庭裁判所に「任意後見開始の申立て」を行います。家庭裁判所に申立てを行えるのは以下に該当する方のみとなります。

- ①本人（被後見人）
- ②配偶者
- ③四親等以内の親族
- ④法定代理人（弁護士など）
- ⑤任意後見人



5 任意後見監督人が選任

任意後見開始の申し立てが行われると、家庭裁判所によって「**任意後見監督人**」が選任されます。

「任意後見監督人」とは、任意後見人が締結した任意後見契約の内容通りに職務を全うしているかを監督する人のことです。

任意後見人は任意後見監督人に対して、職務内容を報告する義務があります。

任意後見監督人は、家庭裁判所が選任するため、任意後見人と違い、自由に選ぶことはできません！



任意後見契約を締結する際は公証役場での手続きとなります。必要な書類、手続き等の詳細につきましては、公証役場にご確認ください。

多くの皆さんに好評です

♪♪♪ プチコンサート開催中 ♪♪♪

お子さまから高齢の方まで、どなたでも気軽に参加してお楽しみいただけるプチコンサートは、多くのボランティア団体等の皆様のご協力をいただき、令和4年9月より毎月開催しています。毎回、多くの方々にお越しいただき、とても好評です。

令和4年度の今後の予定は次のとおりです。皆様のご来場をお待ちしています。

◇日 時：令和4年12月17日（土）午後1時30分～午後2時30分

内容・出演者：フルートとピアノの演奏（アンサンブルぽぷりさん）

ハーモニカの演奏（山中詔八さん）

◇日 時：令和5年2月16日（木）午後1時30分～午後3時

内容・出演者：ハンドベルの演奏（フェアリーベルさん）

二胡の演奏（二胡の会さん）

オカリナの演奏（アマリリスさん）

◇日 時：令和5年3月18日（土）午後1時30分～午後3時

内容・出演者：フルートとピアノの演奏（アンサンブルぽぷりさん）

ピアノの演奏（アンサンブルPrismさん）

ハーモニカの演奏（山中詔八さん）



コンサートのようす

●場 所：総合サポートセンター「ひまわり館」多目的室1（各日とも）

●対象者：町内在住者（各日とも）

●定 員：20名（各日とも）※事前申込みで、開催月の初日から「ひまわり館」にて電話または来庁でお願いします。



おしえてサンちゃん



総合サポートセンター
「ひまわり館」の情報誌

よりそい

役立つ情報、最新情報などが満載です。

「よりそい」は、広報のぎにて年4回お届けしています。今月号で8回目となります。

今年度は「成年後見制度」を毎回特集しています。



2022年10月号の一部



役場、公民館、保健センター、図書館、きらり館、ホフマン館、エニスホールやホープ館に毎月新しい「よりそい」が置かれています。

是非、毎月読んでみてね。尚、ひまわり館には創刊号からすべて（全部で28号）の「よりそい」が揃っています。



でも、知っていましたか？
「よりそい」は毎月発行されているんだよ。

